本則に次の三章を加える。

第四章　木材利用促進本部

（設置及び所掌事務）

第二十五条　農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部（以下「本部」という。）を置く。

２　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の策定及び実施の推進に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する重要事項に関する審議及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進に関すること。

（組織）

第二十六条　本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部員をもって組織する。

（木材利用促進本部長）

第二十七条　本部の長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てる。

（木材利用促進本部員）

第二十八条　本部に、木材利用促進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　総務大臣

二　文部科学大臣

三　経済産業大臣

四　国土交通大臣

五　環境大臣

六　前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第二十九条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条　第二十五条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（表彰）

第三十一条　国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第三十二条　農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務省令）

第三十三条　この法律における主務省令は、農林水産大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が共同で発する命令とする。

第六章　罰則

第三十四条　第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年十月一日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条の見出しを「（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）」に改め、同条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第三条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第二号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号中「から第六十三号まで」を「、第六十二号、第六十三号」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

第四条第一項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二十五条第二項に規定する事務

第十二条第二項中「農林水産物・食品輸出本部」を「農林水産物・食品輸出本部、木材利用促進本部」に改める。

第三章第四節中第十六条の三の次に次の一条を加える。

（木材利用促進本部）

第十六条の四　木材利用促進本部については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十八号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる」を「令和九年三月三十一日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する」に改め、同条各号を削る。